



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第44号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ " ）	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	6
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	6

【公安告示】

島根県風俗環境浄化協会の名称の変更	（警 察 本 部）	7
島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定	（ " ）	7
銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（ " ）	8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（ " ）	9

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第7号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	48	76	134	88	126	472	214	686
警 察 署	22	69	248	318	357	1,014	109	1,123
計	70	145	382	406	483	1,486	323	1,809

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第8号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第3項中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第25条の2の見出しを「（運転経歴証明書の交付及び再交付の申請）」に改め、同条第1項を次のように改める。

施行規則第30条の10第1項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書及び施行規則第30条の13第1項の都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書交付・再交付申請書（様式第28号の5）とする。

第25条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「運転経歴証明書の交付又は再交付」に改め、同項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 運転経歴証明書の交付の申請には、申請用写真の添付は要しないものとする。ただし、申請を行う者が申請用写真を持参し、当該写真による運転経歴証明書の作成を希望する場合は、この限りでない。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第25条の3 施行規則第30条の12第2項の都道府県公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第28号の6）とする。

2 前項の届出書による届出は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター

(3) 管轄警察署

(4) 管轄警察署に置く広域交番

様式第28号の5及び様式第28号の6を次のように改める。

様式第28号の5 (第25条の2関係)

運転経歴証明書交付・再交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(注) 太線の中だけお書きください。

資料区分	運転経歴証明書			同時受理	受付場所	確認物 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他	写真添付欄 {持参写真} {再交付}										
	36-B9																
登録(交付)年月日				登録(照会)番号													
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日													
	2	3	4														
性別	男	女	フリガナ	氏 名			電話番号	(自宅又は携帯) — —									
	1	2															
住所																	
受けていた 免許証 (運転経歴証明書)	免許証(運転経歴証明書)番号																
	交付年月日		年 月 日 - ()				有効年月日		年 月 日								
	大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	色別	金	青
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二				
免許の条件等							備考										

氏名																			
本籍																			
住所																			
交付																			
免許の条件等	年 月 日まで有効																		
番号	有無																		
二・小・原	免許の種類																		
他	大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け					
二種	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の6 (第25条の3関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

島根県公安委員会 様

フリガナ
届出者氏名

(注) 太線 の中 だけ お書 きく ださい。	生 年 月 日	2・大正	3・昭和	4・平成	年	月	日	電話番号 (自宅又は携帯)			
	経歴証番号	第									号
県内	住所	氏名	住+氏	県外	住所	住+氏	同時受理	受付場所	同時照会 の有無	有	1
	51	52	53		A1	A3	再交付				

※ 変更する項目のみ記載してください。

変更 した 事項	フリガナ		確 認 物	・住民票 ・保険証 ・郵便物 ・その他 ()	登録年月日	照会・登録番号
	氏 名					
	住 所	島根県	市	町	郡	村

[現に受けている運転経歴証明書]

別添のとおり

氏 名																
本 籍																
住 所																
交 付																
免許の 条件等	年 月 日まで有効															
番 号	有無											確 認 者				
二・小・原	免許	大	中	普	大	大	普	小	原	け	大		中	普	大	け
他	の	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二		二	二	二	二
二 種	種 類	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二		二	二	二	二

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第9号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法施行規則の部第30条の9第4項の項の次に次のように加える。

第30条の11	運転経歴証明書への必要な事項の記載
第30条の12	運転経歴証明書の記載事項変更届の受理及び変更事項の記載
第30条の13	運転経歴証明書の再交付申請書の受理及び運転経歴証明書の再交付
第30条の14	返納された運転経歴証明書の受理

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第10号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表雲南警察署所在地の項所管区の区域の欄中「のうち三刀屋、給下、伊萱、古城、高窪、下熊谷、粟谷、多久和、上熊谷、六重、神代、中野、須所、坂本の一部（森谷）」を削る。

本則の表雲南警察署西大東駐在所の項を削る。

本則の表雲南警察署大東駐在所の項所管区の区域の欄中「、西阿用、大ヶ谷」を削り、「下阿用の一部（駅前南）」の次に「、前原、仁和寺、幡屋、遠所、畑嶋、山田、大東下分、養賀」を加える。

本則の表雲南警察署阿用駐在所の項所管区の区域の欄中「塩田、篠淵」を「西阿用、大ヶ谷」に改める。

本則の表雲南警察署海潮駐在所の項所管区の区域の欄中「須賀」の次に「、塩田、篠淵」を加える。

本則の表雲南警察署鍋山駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署平田広域交番の項所管区の区域の欄中「（出雲警察署灘分駐在所の所管区の区域を除く。）、西平田町」を「、西平田町、島村町、灘分町、出島町、西代町、国富町、美談町、口宇賀町、西郷町、本庄町、万田町、奥宇賀町、猪目町、唐川町、別所町、河下町、東福町、久多見町、東郷町、野石谷町、上岡田町、多久町（出雲警察署小境駐在所の所管区の区域を除く。）、多久谷町、岡田町、園町の一部（日の出）」に改める。

本則の表出雲警察署西浜駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署江南駐在所の項名称の欄中「出雲警察署江南駐在所」を「出雲警察署湖陵駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち畑村、常楽寺、二部、三部」を削る。

本則の表出雲警察署灘分駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署国富駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署西田駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署東福駐在所の項を削る。

本則の表出雲警察署小境駐在所の項所管区の区域の欄中「出雲警察署東福駐在所」を「出雲警察署平田広域交番」に改める。

本則の表大田警察署所在地の項所管区の区域の欄中「大田市大田町、長久町の一部（長久）」を「大田市のうち大田町、長久町、久手町（大田警察署波根駐在所の所管区の区域を除く。）、静間町（大田警察署鳥井駐在所の所管区の区域を除く。）」に改める。

本則の表大田警察署波根駐在所の項所管区の区域の欄中「朝山町」の次に「、久手町波根西の一部（西、南、東、北、大津）」を加える。

本則の表大田警察署久手駐在所の項を削る。

本則の表大田警察署静間駐在所の項を削る。

本則の表江津警察署川越駐在所の項所管区の区域の欄中「坂本」の次に「、谷住郷」を加える。

本則の表江津警察署川戸駐在所の項所管区の区域の欄中「後山の一部（中）、谷住郷」を「市山、今田、江尾、後山、八戸、長谷」に改める。

本則の表江津警察署市山駐在所の項を削る。

本則の表浜田警察署今市駐在所の項所管区の区域の欄中「坂本」の次に「（浜田警察署和田駐在所の所管区の区域を除く。）、木田、山ノ内」を加える。

本則の表浜田警察署和田駐在所の項所管区の区域の欄中「木田、和田、重富、本郷、山ノ内」を「和田、重富、本郷、都川、来尾、市木、坂本の一部（八ツ木）」に改める。

本則の表浜田警察署都川駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第29号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり島根県風俗環境浄化協会の法人の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

法人の名称		事務所の所在地	変更予定年月日
変 更 前	変 更 後		
社団法人島根県防犯連合会	公益社団法人島根県防犯連合会	島根県松江市殿町2番地	平成24年 4 月 1 日

島根県公安委員会告示第30号

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

島根県公安委員会告示第31号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定により次のとおり医師を指定したので、規則第4条の規定により告示する。

平成24年3月30日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

1 規則第2条第1項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
堀口 淳	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

2 規則第2条第2項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
宮岡 剛	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1		
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1		
矢富 克介	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会高砂病院	島根県江津市江津町1110番地15		
田中 新一	心療内科田中クリニック	島根県浜田市長沢町3120番地		
有田 茂夫	隠岐広域連立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355番地		
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1		
瀬島 斉	松江赤十字病院	島根県松江市民衣町200番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
堀口 淳	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	

島根県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地 1	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地 1	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31日まで